

[平成28年 第1回定例会]-[03月01日-04号]-P. 153

◆50番（織田勝久） 私は、民主みらい川崎市議会議員団を代表して、本定例会に提案された諸議案及び市政一般の課題について質問をいたします。

くしくも、本日、愛知県で発生した認知症男性JR事故訴訟の最高裁判決が言い渡される予定であります。JR東海側の、他者に損害を及ぼさないように家族は監視する義務があったとの主張について、裁判所は1審、2審とも認め、認知症の家族に対して損害賠償責任を求めています。家族側は、介護に全力を尽くした、また、ほかにできることがあったら裁判長に教えてもらいたいと悲痛な声を上げております。同様の認知症の人を持つ家族や患者として、受け入れる病院や介護関連施設などの関係者は、リスク管理と人権尊重の視点から、保護する側の監督責任がどのように問われるのか、不安と困惑の思いで見守っていることと思います。これは、介護問題の抱える今日的な深刻なテーマであります。また、さらに一方で、子どもたちに目を転ずれば、格差社会と貧困の課題、特に6人に1人の割合という子どもの貧困が直面する問題解決にもはや猶予はないと考えます。子どもの貧困問題は、子どもから夢や希望を奪うだけでなく、将来の社会保障の担い手や労働力をも失うことにつながり、社会にとって大きな損失となるのであります。

これら申し上げたテーマは、上村君の殺害事件や有料老人ホームの入居者殺害事件とも直接関連する課題です。これらの課題解決に当たっては、それぞれ国の万全な制度設計と財源措置を待っているだけの受け身の態勢では、幾ら人口が増加し、税収が順調であっても、本市の潜在力を発揮できないと考えます。国の制度設計に先駆けて政策化、また、独自のモデル事業として取り組む覚悟こそ今求められていると思います。果たして、4月からの地域包括ケアシステム推進ビジョンで、認知症の家族や在宅での介護家族の負担の軽減を図ることができるのか、また、川崎市子ども・若者ビジョンで、上村君の悲劇を二度と繰り返すことがないのか。以上のような、具体的に地に足をつけた現実的な視点から、生活課題が解決され、私たちの川崎市が子どもも大人も全ての市民が夢と希望を持ちながら、生き生きと生活することのできるふるさと川崎市政の実現に向けて、さらなる思いを込めまして、以下、質問をしてまいります。

平成28年度予算案全般について、総括的に伺います。一般会計当初予算は6,390億円で、対前年度比201億円の増、3年間連続で過去からの最大予算規模を更新し続けております。税収入は順調に伸びておりますが、歳出分を賄えず、減債基金から92億円借り入れて収支を均衡させております。財政運営の枠である財政フレームでは、平成29年度には191億円、平成30年度も43億円、それぞれ減債基金からのさらなる借り入れが必要とされています。事業を見ると、待機児童対策関連事業、小児医療費助成の対象年齢の拡大、中学校給食の推進、さらには地域の寺子屋事業の拡大といった市長の選挙公約の実現に向けて積極的に事業予算を計上していることがうかがわれます。さらには、子ども関連施策優先との声も聞かれるところであります。義務的経費の拡大による財政の一層の硬直化と後年度負担の増大という、いわば負の遺産を覚悟した上での選挙公約間に合わせ予算的な印象が免れません。そこで、以下、市長に伺います。いわゆる選挙公約以外にめり張りをつけて事業化したテーマを例示願います。次に、市長は就任2年の折り返しの時点で他都市に追いつかなければならない分野に集中的に取り組んだとコメントをされております。他都市に追い

つかなければならない分野とは何を示すのか、具体的に伺います。この分野の事業化の考え方も伺います。次に、税収入が順調な中で、減債基金からの借入れが常態化しているのは課題であると認識しています。そこで、入るをはかりて出るをなすことが財政運営の根幹と考えます。今回の予算編成の過程でどのように入るをはかり、さらにどのように出るをなしたのか伺います。また、平成31年度には、減債基金からの借入れなしに予算編成が本当にできるのか、以上、市長に確認をしておきます。

次に、今後の財政運営の基本的な考え方案について伺います。最初に、減債基金の借入れについて伺います。収支フレームと収支見通しの全期間を通しての新規借入れが示されております。ところが、返済に関してはその一部しか示されておられません。当然ながら、表示されるべき未返済額の明示があつてしかるべきであります。そこで、フレームないし見通しを問わず、なぜ明示していないのか、理由を伺っておきます。次に、本市の平成28年度予算案では、市税が3,000億円を超えるとともに、義務的経費は3,300億円を見込むに至っております。しかし、既に市税では賄え切れない金額も市税収入の1割を超えるなど硬直化が鮮明となつてきております。しかしながら、収支フレームで示されている職員給与費、管理的経費、政策的経費はある一定程度の予算を計上しているにすぎないことを考慮すると、しっかり削減計画を策定すれば減債基金からの借入れ自体を縮小することも可能で、当然削減計画との整合性は明示しておくべきであると考えます。人件費を含む行財政改革の成果の見込みをどのように連動させていくのか、考え方を伺います。

次に、今後の収支状況について伺います。まず、現時点での平成27年度の市税収入をどの程度想定されているのか伺います。次に、今後の財政運営の基本的な考え方案では、平成29年度市税を3,475億円前後に見込んでおり、そのうち県費負担教職員の移譲に伴う税源移譲額は、制度設計時の試算で約370億円とされています。この税源移譲は、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意したとのことですが、人口増等に伴う個人市民税の増加に対しても固定的に適用されると理解してよいのか、この制度について具体的に伺います。

次に、財政収支の中長期推計について伺います。平成26年8月に財政局より示された推計によれば、平成26年度予算をベースに平成27年10月からの消費税10%を前提としながら、最も収支状況のよい国の経済再生ケースにおいても、今後10年間では1,633億円の収支不足が見込まれるとされておりました。今回示された今後の財政運営の基本的な考え方案によれば、平成28年度予算から平成32年度見込みまでの収支フレームでは、国の経済見通しのベースラインケースによる見込みを基本とし、平成31年度には収支不足が解消するとしています。この金額の乖離はなぜ生じたのか伺います。また、平成26年推計では、経済再生ケースより内外経済がより緩やかな成長経路となる場合について、参考試算として例示していますが、今回、このベースラインを基本とした考え方について伺います。あわせて、最も厳しいケースで試算した場合の収支不足解消については、どのような見込みになるのか伺います。次に、財政の硬直化について伺います。平成26年度決算時における経常収支比率は99.7%となり、市税収入に対する義務的経費の割合も106.7%となっています。財政の硬直化が一層進展していると言わざるを得ません。今回示された財政運営の取り組み目標では、経常収支比率を97%以下とし、減債基金からの借入れを行っていなかった平成23

年度の数値を目標としています。また、普通会計における義務的経費の割合を100%以下と設定していますが、平成28年度も減債基金からの借入れを予定している中で、それぞれにどのような手法で目標値をクリアしていくのか、具体的に伺います。

次に、学校図書館司書の処遇改善と配置拡大について、前回の議会に引き続き伺います。岡山市での学校図書館法に義務づけられた司書資格のある司書の全校配置が、27年前の平成元年に既に終了しております。本市も議会での請願採択のとおり、専任、専門、かつ常勤の学校司書の全校配置を早期実施すべきです。直ちに待遇改善を含め、配置計画を立てるべきだと考えます。今後の予定について伺います。次に、学校図書館司書の資質向上策について伺います。現在は、司書資格や免許状の有無は問わず、学校長の推薦により配置されています。専門知識の研修を行うなど、資質の向上が必要です。教育委員会としてどのように資質向上を図るのか。資格の見直しについてもあわせて伺っておきます。

次に、職員の服務状況について伺います。上下水道局によると、係長級の職員が平成26年6月から昨年12月まで、休憩時間外の外出や終業時刻前の退勤を繰り返したほか、主任の職員においても公務時間外にアルバイトをおよそ10年間にわたり常態的に行っていただけでなく、通勤手当を多く受給していたことが発覚、両名を停職処分にする旨を発表しました。同局では、平成25年夏にも職員8名が無断早退を繰り返していたことが発覚しており、再発防止策が機能したのか、検証が求められております。再度の再発防止策も含め、見解と対応を伺います。

さらに、これらの事件の発覚経緯は本市への匿名のメールや税務署からの給与照会であり、外部に起因するもので、自浄作用でないことが非常に問題です。全庁的な服務監察の強化、再発防止策の徹底が望まれます。本市においては、これまで、服務規律の遵守に関する取り組みとして、服務相談員等による助言、指示や啓発活動の実施、予防的監察の実施、副市長による依命通達などを行ってきましたが、改善に至っておりません。地方公務員法第35条には職務に専念する義務が示されており、川崎市職員服務規程第15条には勤務時間中の外出についても規定されているところであります。職員の服務状況を把握し、私的な行動への監視・監督を行う監察体制をどのように築き、改善していくのか。これは市長に見解と対応、具体的な取り組み内容を伺います。

同様に、服務規程に関し、今後も各種選挙が行われますが、地方公務員法第36条に規定する政治的行為について、行政の中立性と安定性の確保のため制限が必要とされています。意識の醸成、周知徹底をどのように図っていくのか、担当副市長に取り組みを伺います。

次に、本市のブランドメッセージ設定について伺います。平成27年3月に策定されたシティプロモーション戦略プランに市民参加によるブランドメッセージの作成が明記されております。このたび、2月12日の総務委員会において、3月上旬に外部有識者等によるブランドメッセージ推進懇談会の設置、下旬にはブランドメッセージ及び市制100周年を見据えての新しいロゴ案が示されることなど、進捗が報告をされました。新しいメッセージやロゴを作成することについて特に異論はございませんが、総務委員会報告から平成28年度4月より活用開始されるまでのスケジュールが極めて拙速と考えます。今後10年を見据えたメッセージ及びロゴの活用を議会閉会中に発表することにした理由を市長に伺います。議会基本条例の第8条には、市政の重要案件についての議決事件が記されております。今後、長期にわたるブランドメッセージの設定、活用について、議決事件としなかった理由

についても市長に伺っておきます。

ブランドメッセージ・ロゴを作成するに当たり、民間企業とプロポーザル契約を締結したと伺っております。締結に当たっての具体的な選定理由をお答えください。新しいブランドメッセージ・ロゴについては、コピーライター、クリエイターが作成した後、市民へパブリックコメントを求めることや、複数案の中から市民へ投票してもらうなど、現段階では考慮していないことが総務委員会、また、ヒアリング調査で明らかになっています。一方、シティプロモーション戦略プランでは、選定に当たっては、複数つくられたブランドメッセージ候補の中から市民参加によって選定すること、また、民間企業との業務仕様書の中には、ブランドメッセージ決定市民投票に係る支援、チラシ、ポスター及び投票箱の作成まで明記されております。政策決定の過程の中で、なぜこのような乖離が生じたのか。今後、長期間使用するものであれば、我が会派は、より市民参加を促すべきと考えます。明確な答弁を求めます。平成28年4月以降、新しいブランドメッセージとロゴの活用が示されています。市職員の名刺、公共施設等、さまざまなところで使用されております。市制70周年に公募で策定されたロゴを変更するとのことですが、意匠の登録、変更のタイミング、また、変更に伴う予算を平成28年度予算ではどのように見込んでいるのか伺います。ブランドメッセージ推進懇談会について伺います。新しいメッセージ及びロゴ案に対し意見聴取するとのことですが、要綱で設置し、附属機関ではないとのことですが、本市は平成27年第1回定例会において、法律に抵触しないことや組織の簡略化に努めるために附属機関に関する条例を改正したばかりであります。このたび、あらかじめ決定したものに対し、市民参加ではなく外部有識者等のみに意見を聴取する必要性の判断と設置の根拠をお答えください。

次に、臨時・非常勤職員の任用について伺います。平成24年に実施された総務省の調査によると、全国の地方自治体で働く臨時・非常勤職員は約60万人にも上ると推計されています。本市においても、多くの基幹的、恒常的な業務が臨時・非常勤職員によって支えられていると仄聞しております。他方で、臨時・非常勤職員の置かれている低い処遇と不安定な雇用は、市民に対して質の高い公共サービスを安定的に提供するためにも、大きな課題となりつつあります。まず初めに、本市で働く臨時・非常勤職員の実態について、任用権者別に伺います。次に、非常勤職員の任用更新回数や臨時職員の再度の任用についてはどのような制限があるのか、また、その根拠について伺っておきます。

次に、行財政改革に関連して幾つか伺います。これまで我が会派は、行財政改革については、安定的な財政運営には不断の取り組みが必要であることを強く求めてまいりました。前市長のもとでは、財政運営と行財政改革は車の両輪であり、市民サービスの安定的な供給に努めながら、行政財政改革による具体的な効果額に応じて新規の市民サービスを拡充するとの堅実な市政運営がなされておりました。ところが、現市政下では、行財政改革の対象が量から質へと変化し、手段と目標が曖昧になっております。定量化することが困難な質的改革を一体どのように評価するのか、改めて市長に伺います。市職員の定数を見直すなど、量的改革についての具体的な数値目標が必要と考えますが、あわせて市長に伺います。

質的改革の柱となる改革意識を持った市職員の育成については、本年3月策定の仮称新たな人材育成基本計画に基づいて取り組みを進めるとのことです。しかし、これま

でのところ、所管の総務委員会を初め、従前の3次にわたる人材育成基本計画の検証、総括等、具体的な報告は行われておりません。市職員の意識向上等、質的改革の中心となる仮称新たな人材育成基本計画については、節目となる現段階で行財政改革に関する計画案と同時に議会に示すべきであると考えます。議会閉会中、または新年度に報告するのであれば、PDCAサイクルが不十分となります。これまでの検証を含め、新しい計画がいまだ示されない理由と議会への報告を早急に求めますが、明確にお答えください。

行財政改革に関する計画案には、市民サービス等の再構築として市民に負担増を求める多くのメニューが存在しております。高齢者に対する市単独事業、障害者施設運営費補助、重度障害者医療費助成制度等のあり方の検討など、高齢者、障害者を対象とした事業が目立つわけであります。質的改革とは裏腹に、生活弱者に負担を求め、さらに手数料や使用料の負担増を検討することが果たして行財政改革なのか、また、最幸のまちにつながるのか、大いに疑問です。市民への負担は具体的に示され、市役所の内部改革については曖昧では理解に苦しみます。受益と負担の適正化を論ずるならば、市役所の内部改革について明確な方向性を示すべきです。市長に認識を伺います。

市民サービス等の再構築ではさまざまな課題が取り上げられております。我が会派は、関係各局へヒアリング調査を実施いたしました。当局からの回答としては、具体的な取り組みがないものや未定の事業も多く掲げられておりました。そもそも、2年間もかけて策定した行財政改革に関する計画案であります。いまだ未定の事業が掲げられていることについては、市民の誤解を招きかねません。実施する予定がない事業については、成案の段階で削除し、新しい行財政改革に関する計画の精度を上げるべきと考えます。見解を伺います。次に、事業の見直し、あり方の検討については、市民へ突発的に示すのではなく、対象者、関係団体等への説明に要する十分な時間を確保した上での実施、対応が求められます。見解を伺います。

次に、歳入の財源として、毎年、行政改革推進債が計上されております。市民サービス等の再構築、手数料・使用料の見直しとの関連について伺います。行政改革推進債の発行と発行額を目的として、これらの見直しがその手段となる懸念はないのか、伺います。

行財政改革に関する計画案では、出資法人の経営改善が新たに加筆されています。まず、財政的関与の見直しについて伺います。前市長下では、数値目標等を掲げ、補助金、委託料の段階的な削減が実施されてきました。一方、現市政になり、対前年度比、平成25年度の削減率6.5%から平成26年度は0.5%になるなど、見直しの状況については甘いと受け取られかねない状況です。必要な財政的関与、また、本市職員の派遣など必要な人材の確保についてはこれまで提言してまいりました。今後、市民に対し手数料・使用料の見直し等で負担を求めるのであれば、行政と密接なかかわりのある出資法人への経営改善改革は必須であります。数値目標等、何らかの指標を設けるべきと考えます。見解を伺います。

次に、新たな総合計画第1期実施計画素案より幾つか伺います。まず、昨年11月に計画素案が示され、さきの議会では、各局が掲げている主な成果指標に対する設定根拠について議論いたしました。その後、我が会派はそれぞれの指標を調査し、45点ほど各局に補足説明を求めたところです。総合計画は、第一義的には市民を含め第三者に示すものでもあります。どのように修正加筆を行ったのか、市長に伺います。

行財政改革に関する計画案で示されている指標では、平成26年度の現状値と平成29年度

の目標値が設定されている事業が存在いたします。一方、新たな総合計画の中において、行財政改革に関する計画案で示されている指標が表記されていないものも散見されるわけであります。どのような考え方にに基づき整理されたのか、整合性を伺っておきます。一例を挙げると、行財政改革に関する計画案では、地域安全施策のさらなる推進において、目標値が平成29年度100%で達成するにもかかわらず、新たな総合計画の事務事業に反映されていないなど、当局が記載している事務事業の選定根拠が曖昧です。明確にお答えください。次に、新たな総合計画第1期実施計画素案では、平成28年度の事業内容の記載はあるものの、平成29年度への移行が事業推進という意味の矢印で示されているものが多く見受けられます。実施計画でありますから、平成28年度と平成29年度の取り組みの中身は異なることが必然と考えます。平成29年度には、事業内容には変化がなく単に推進するということでは実施計画の意味をなしません。政策体系別計画の全事業内容数と矢印で表記された平成29年度の事業数をお答えください。また、2年間も費やして計画を策定しながら、なぜこのような表記が多く散見されるのか、明確な答弁を求めます。

次に、区役所予算と区長権限に関連して伺います。平成27年度予算から、局区連携事業と区独自事業との事業区分をなくし、さらに事業費の一律枠を撤廃し、積み上げ方式に改められました。区長権限のもと、区の地域特性に応じて、みずからの裁量により総合的、横断的に判断して執行できる予算を確保できることとなったとしております。地域課題対応事業費については、事業局が取り組む課題と区役所が地域課題として取り組むべき課題との役割分担や事業局の受けとめ方に温度差が見られることが課題となっていると、これは区役所改革の基本方針素案にも指摘されております。従来から私どもが指摘してきた運用の根幹にかかわる問題です。どのように解決を図るのか伺います。区役所の企画部門の強化、すなわち企画立案、事業調整、事業の執行管理を受け持つ人材の確保が課題と認識しています。あわせて解決のあり方を伺います。

次に、指定管理者に対する消費税過払い問題について伺います。市職員のミスに起因する過払いをした4施設3団体から、差額については返還してもらい、平成26年度に指定管理者が指定管理料の余剰金を使い経常修繕を実施したものについて、今年度、負担金で取り扱うとのことであります。指定管理料の過払いの手續ミスを税金で補填しているともみなされます。当局は経常修繕に対する補填と理屈づけているようでありますけれども、実態は性格が全く異なるものであるということが私どもの見解であります。まず、検証報告書では、発生要因の分析等が示されております。ミスについて言及しているものの、責任の所在を明確にするように求めます。当局の認識を伺います。指定管理料については、議会にて議案として承認しております。今回のような会計スキームでは、議会の承認を経ずに処理をすることが可能となるわけではありますが、過去にこのような事例は発生しているのか伺います。

今後、このような会計スキームは繰り返すべきではないと厳に求めます。これについては市長に認識を伺います。

次に、殿町キングスカイフロントについて伺います。まず、本市機構改革の中で、臨海部国際戦略本部が従来の臨海部国際戦略室から昇格した体制で事業展開されることとなりました。要員の考え方、担う事業分担について伺います。

昨年、文部科学省は、世界に誇る地域発研究開発・実証拠点（リサーチコンプレックス）

推進プログラムを明らかにし、本市を初め9団体連名で事業採択を求めてきました。残念ながらF S拠点への選定という結果となりました。このリサーチコンプレックス推進プログラムの制度概要、本市の取り組み、採択結果について伺います。次に、同プログラムの本採択に向けた可能性と広がるプログラムの多様性について伺います。この部分は、他会派の質問で理解いたしましたので、答弁は結構でございます。

次に、本市が提案したWellbeing Research Campusは、これまでキングスカイフロント地区で取り組んできた異分野融合をさらに引き上げるものとして期待されていますが、その狙いと可能性について伺います。次に、事業化支援もテーマに上がっております。これまでも本市と大田区の医工連携が叫ばれて久しいわけではありますが、どのように道筋をつけていくのか伺います。

次に、ヘイトスピーチについて伺います。1月31日、川崎では12回目となるヘイトスピーチの集会とデモが行われました。集会では、参加者から、この議場で文言にするのものはかられるような侮辱的な言辞がありました。これらの発言は重大な人権侵害と考えますが、この状況を記録したDVDは、ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワークから当局へ渡されていると仄聞いたしております。市民・こども局長の感想と見解を伺います。次に、1月29日付の神奈川新聞に掲載されました砂田副市長と同席した市民・こども局人権・男女共同参画室長のコメントについて伺います。何がヘイトスピーチなのか判断が難しい、人権侵害が頻発している状況という認識はないなどと述べています。この見解は川崎市の見解として理解していいのか、伺います。昨年10月、福田市長名で改訂、公表されました川崎市多文化共生社会推進指針には、第4項、共生社会の形成の中に市職員等の意識改革が特記してあります。これまで、どう職員の多文化共生意識を啓発してこられたのか伺います。

昨年11月8日と本年1月31日には、これまでと違ってデモのコースが在日コリアンの多住地区である桜本方面に許可されました。両日とも大量の機動隊員及び警備車両が配置され、デモ隊と抗議する市民との間で騒然となりました。2月9日、大島地区連合町内会長名で川崎区長宛てに集会不許可の要望書が提出されました。山形県や大阪府門真市では、会場をヘイトスピーチ集会には貸さないといった決定がなされております。建設緑政局長の見解を伺います。

次に、市長に伺います。1月27日、福田市長宛てに「ヘイトスピーチを許さない」かわさき市民ネットワークから要請文が渡されていると仄聞いたしております。ヘイトスピーチの本市における実態調査を踏まえて、ヘイトスピーチを根絶する行動計画の策定をもって、ヘイトスピーチを許さない人権のまち宣言を発するべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、中学生殺害事件に係る再発防止の取り組みについて、関係局に伺います。再発防止策として、子ども・若者ビジョン案の重点アクションプランが示されました。率直な感想は、昨秋公表された庁内対策会議の報告書で課題となった、縦割りではなく関係各局の連携のとれた横串を刺した実効的な機能を果たすための計画となっているのか、疑問が残るわけであります。個別事業の活用など文言は理解できますが、事件を経ての本市独自の新たな施策展開が不明瞭であります。全国に衝撃を与えた事件であります。事件の深い反省から、いわゆる川崎モデルと言えるような再発防止策をどこに見出しているのか、また、

市長は策定に当たりどのような指示を出されたのか伺います。

重点アクションプランの推進に当たっては、平成28年度から各区役所にて組織再編される地域みまもり支援センターの仕組みを最大限に活用した取り組みが示されております。課題を抱える児童生徒をいち早く見つけ、支援することが再発防止に向けての要諦であります。児童の相談、通告及び関係機関との連携が明記されておりますが、現在のこども支援室、区教育担当、要保護児童対策地域協議会を担当しております児童家庭課がどのように再編配置されるのか、職員の増員などは図られるのか伺います。また、それぞれの担当課が集約した個別情報をどのように共有し課題解決につなげていくのか、重点アクションプランには示されておられません。明らかにしていただきたいと思います。同様に、重点項目1として、子ども・若者の居場所の充実がございます。こども文化センター、わくわくプラザ、地域の寺子屋などの活用が示されておりますが、こちらも受け皿としては理解をするものの、それぞれの場所で集めた情報をどのように区役所等につなげていくのか、連絡情報共有の体制が不明瞭です。これも明確にお答えを下さい。重点項目2では、地域の見守り体制の強化が示され、地域人材を活用することが記されております。他方で、青少年の見守りを担っている青少年指導員の負担軽減と効果的なパトロールのあり方についての検討をすることなど、一見、相反する内容も散見されます。具体的な方向性を伺います。重点項目5では、専門的支援ネットワークの構築として、児童虐待防止のための医療機関との連携が示されております。事件報告書でも、川崎区における件数が他区に比してかなり多くなっている現状が認められると分析しております。川崎区では、本市の拠点病院である川崎市立病院が存在いたしますが、現場の医療機関との連携、医療従事者への周知や理解をどのように行っているのか伺います。

平成28年度の取り組みとして示されている地域医療機関に向けての啓発物の作成、配布だけでは不十分と考えます。医療従事者への研修を行うなど、より実態に合わせた方法を提案いたしますが、これについては、こども本部長、病院局長双方に見解を伺います。

次に、教育委員会関係について伺います。これまで我が会派は、本事件を重く受けとめ、教育大綱に重点的に再発防止策を明記することなど、幾つか提言をしてまいりました。本年2月に教育委員会事務局より示された、事件を経て反省に立った上での学校の指導体制の改善充実については、個々の教員への啓発が校内研修等で推進されているものの、より充実すべきは、その先にある児童生徒への生命・人権尊重教育の徹底であると考えます。さきの裁判公判でも明らかになりましたが、加害者は過去に本市の公立校とかかわりのある不登校対象の生徒であったと仄聞しております。現在、各公立校で個別に学習しているとのことですが、本事件を重く受けとめ、通常の生命・人権尊重教育に加え、1年に一度、命の尊厳にかかわる特別学習日を設けて、全ての公立校において同日一斉に行うべきと提案します。市長も、先月の記者会見において、事件の反省と教訓を決して風化させることなく心に刻むことと発表されておりますが、提案に対する市長の見解を伺います。

家庭教育支援の充実として、企業との連携協力のあり方等について検討を進めるとのことです。具体的な取り組み、また、新たな事業として来年度予算にどのように反映されているのか伺います。

次に、警察との連携について伺います。昨年11月の県警と相互連携にかかわる協定締結以降、運用実績に関しては、警察から学校に対する情報提供が7件とのこととあります。

一方、学校から警察に対する情報提供はゼロ件であります。適正に運用されているのか疑問が残ります。このような実際の乖離が生じた理由について伺います。この部分は他会派の質問で理解いたしましたので、答弁は結構であります。

次に、地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業について伺います。そもそも、モデル事業の内容と既存の施策との違いが判然としません。わくわくプラザ事業、さらに、いわゆる学童保育との違いについて具体的に伺います。当初は12月に募集を開始する予定が1月にずれ込んだ理由について伺います。1月21日の説明会に参加した団体数と団体の性格についても伺います。補助金をつける事業の採択について、選考委員会を設定するのか、また、選考委員をどのように選定するのか伺います。プレゼンテーションによるのか、書類選考によるのか伺います。平成27年度末に事業の採択をし、モデル事業の期間はいつまでと想定しているのか伺います。

次に、卸売市場経営プランについて伺います。卸売市場経営プランが年度内に策定予定とのこと。今後、おおむね10年間の計画期間とするとのこと。このプランに先駆けて、北部市場中長期プランに基づく市場整備がなされました。平成23年度から平成25年度にかけて約13億3,000万円もの総事業費ですが、その事業効果がどのようにあったのか、さっぱりわかりません。今回の新プラン策定の議論の中で、施設整備の老朽化に対する大規模修繕や設備の更新、コールドチェーン化へのインフラ整備の必要性などが議論されておりますが、これらにかかわる総事業額はどのくらいと試算しているのか、さらに、施設整備を進める際には、公営事業としての費用対効果の検証、また、適正規模、適正機能の施設をどのように考えているのか伺います。次に、この新卸売市場経営プランが実施されれば、また起債による公債費の増加に伴う繰入金の増加が懸念されます。使用料収入で歳出を賄うことのできる運営のあり方が果たして確立できるのか、大変厳しい認識を持っている次第でございます。プランを策定するに当たり、独立採算を原則とする収入と支出の均衡についての考え方がどのように反映されているのか伺います。次に、プランにおける成果目標について伺います。10年後の取扱量を平成26年度の実績値である15万1,433トンと同数値とし、これを目標値とするとしております。この数値の根拠を伺います。さらに、青果と水産の取扱量を別々に示すべきです。合算値とした理由について伺います。次に、農林水産省の補助金の採択のための整備計画書には、一定の算式による取扱量の推計値が必要と考えます。この目標値を推計値とすることで対応が可能なのか伺っておきます。

次に、地域包括ケアシステムに関連して伺います。4月からのスタートが目前になりました。改めて、この時期に基本的な考え方を何点か確認しておきます。そもそも平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法によって、国が示すその対象者は高齢者とされております。一方、本市では、全ての地域住民へと対象を拡大したことにより、本来の高齢者対象の施策が希薄化するのではないかと懸念をたびたび指摘してまいりました。さらに、関連個別計画の上位概念としての推進ビジョンが策定されるに当たっての議会の関与のあり方についても課題があると考えます。昨年度末に拙速に策定されたとの印象であります。高齢者施策のみならず、子ども関連施策、教育施策、さらには住宅施策と、新総合計画のもとでの個別関連計画において、この推進ビジョンとのかかわりを持たない施策を見出すほうが難しい状況です。少なくとも今後10年間は施策策定と実施を拘束する概念で

あります。推進ビジョン策定の過程で、果たして、議会と十分な情報の共有と意思の疎通を図りながらの策定であったと認識しているのか、また、重要な上位概念との位置づけから、本来は議決対象とするべき重要な案件であったと理解しますが、市長に見解を伺います。

次に、取り組みの主体を自助及び互助として市民に多くの負担を求め、公助としての行政の役割を軽減するといった印象が拭えません。共助の位置づけも市民にとって大変わかりにくい印象です。まず、対象を全ての地域住民とした理由について、さらに、高齢者対象の施策が希薄化するのではないかと懸念について、明確に見解を伺います。次に、公助と共助の役割について、端的に伺います。公助としての本市の役割への決意も伺っておきます。さらに、それぞれの時代や地域における共助、公助の範囲やあり方を再検討することが重要と記述されておりますが、この見直しについて、また、その対象範囲について伺います。共助については、介護保険や医療保険といった社会保険制度に限定するのか、それとも、もっと広い概念で検討するのか伺います。従来からの共助の一般概念である地域社会が持つ福祉機能の居場所をどのように確保するのか伺います。

次に、区役所の組織改編について伺います。組織改編の具体像がやっと示されたものの、関係部署の事業ガイドラインやマニュアルはいまだ完成いたしておりません。職員の業務の内容周知や職員の新年度異動や配置後に速やかに業務につくことのできる体制をどのようにするのか、現状で課題はないのか伺います。あわせて、地区担当のエリアとその担当者はいつ決定するのか伺います。1地区について2名程度の保健師を配置するとのことですが、保健師の増員はあるのか、必要数は確保できるのか伺います。関連他職種の増員はあるのか、また、必要数は確保できるのか伺います。次に、過去の質問で、地域交通についても、住まい、予防、生活支援にかかわる重要なものと考えているとの答弁をいただいております。地域交通への取り組みはどのように反映されているのか伺います。次に、地域包括ケアシステムの構築には、区役所を中心とする本市職員が中核にならざるを得ず、そのマンパワーにも限りがあることから、当面、高齢者を主な対象とする在宅療養推進協議会の取り組みなどに重点を置く必要があると考えますが、改めて見解を伺います。さらに、在宅療養推進協議会で整理されている諸課題の中でも、寝たきりの家族に対する家庭での介護力が最重要なテーマと考えます。今後の取り組みを伺います。

次に、障害者施策について伺います。初めに、障害者の夕方支援を求める請願は、本議会において2度にわたって採択されました。平成27年3月、全会一致で採択されて以降、夕方支援を求める保護者たちは、通所施設利用者、特別支援学校保護者、日中一時支援事業所及び障害者相談支援センターにニーズ調査を独自に実施するなど、現状の把握に取り組んでまいりました。アンケート調査の結果、川崎市日中一時支援の申し込みをしても、希望どおり利用することはなかなか難しい。さらに、通所施設の延長を行っている施設が少なく、必要な日数を確保することが困難である。そして、支援センターに相談しても、ヘルパーも事業所も見つからないことがしばしばある。理由の一つとして、通所施設利用後の日中一時支援利用では2割の減算になっているということなどが明らかになってまいりました。そこで伺います。まず、通所施設の時間延長は、規則上ではその施設の判断で可能となっています。しかし、現状の国の延長加算では、人件費には足りず、施設運営上、積極的な受け入れは困難とのこととあります。そのためには、市の単独加算をつけるなど

行政の判断が求められております。本市の見解を伺います。さらに、日中一時預かりの減算をなくすよう行政指導すべきと考えますが、伺います。次に、本市では初任者研修、行動援護研修が行われておりますが、ヘルパーの数は十分とは思えません。早急にヘルパーを養成すべきと思いますが、伺います。ここまでは、他会派の質問で理解いたしましたので、答弁は結構でございます。

本市として、本気で障害者夕方支援に道筋をつけていこうとするのか、不安であります。さらに踏み込んだ取り組みを要望しておきます。昨年度末に行われた日中活動系サービス事業に対して、市からの単独加算の大幅見直しについて伺います。この補助金の見直しについての評価を伺います。事業者及び利用者の反応についても伺います。見直しとなった補助対象金額の総額について伺います。次に、緊急一時預かりについて伺います。障害者の緊急一時預かりの体制は徐々に整いつつありますが、障害児や医療的ケアが必要な障害児者の緊急一時預かりについては、いまだ課題が残されております。本市における医療ケア対応の短期入所サービスの現状と利用状況について伺います。また、本市としてどのように課題を捉えているのか、今後の拡充策についても伺っておきます。

次に、妊産婦歯科健診事業について伺います。政令市で未実施だった岡山市が、年度途中の昨年10月より妊産婦とそのパートナーにまで助成対象とした健診事業をスタートさせたことで、未実施はとうとう本市のみになってしまいました。本市では、若い世代に対する歯科健診受診率改善を含め、歯科保健の向上が課題となっており、昨年7月、3カ月児健診の受診対象者にアンケート調査を行っております。その結果、妊娠期には口腔内の健康意識が高まる一方で、妊娠期に受診していない方々も多く、妊婦を含めた若い世代に対して歯科健診等を含めた取り組みの重要性が指摘される内容となっております。このアンケート結果を見ますと、妊産婦歯科健診事業が効果的な取り組みであり、特に男性の受診率改善も期待できるパートナーまで助成対象としたスキームが望まれておりますけれども、今後の導入について見解を伺います。アンケート結果を踏まえ、川崎市歯科医師会の方々とも課題解決に向け意見交換を積極的に行っていくべきと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

次に、議案第1号、川崎市職員の退職管理に関する条例の制定についてに関連して、幾つか伺います。本市には既に、退職職員の再就職に関する取扱要綱、退職職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針、そして、出資法人の経営改善指針に出資法人等への人的関与について明記されているものの、遵守されていない実態をこれまで指摘してきたところです。本議案を策定するに当たり、既存の要綱、指針との関連性をどのように考慮されたのか伺います。第4条の2では公表について明記されております。本市の場合は、ホームページで1年間公表されているものの、出資法人への任期、在職期間の限度が原則65歳までと定められている指針を鑑みると、5年間をめどにホームページ等で公表すべきであると我が会派は従前より指摘してきたところです。より透明性を高めるために改善すべきと考えますが、見解を伺います。1月28日の総務委員会において、再就職等に関する指針について、出資法人等へのアンケート、ヒアリング調査の報告がありました。その中で、指針を遵守していない法人からの回答として、適切な人材を確保できなかった、人材育成には時間がかかる難題であるといった回答が見受けられたところです。出資法人の経営改善指針では、役職員の選定に当たっては官民間問わず広く求めること、民間の経営ノウハウ

を持った人材を積極的に活用するよう求めることも明記されております。指針を遵守していない法人では、人材募集と人材育成において、これまでどのような方策を行ってきたのか伺います。既卒OBの取り扱いについて伺います。12月議会において、より透明性を高めるという観点から、今後、再就職候補者選考委員会の関与など、何らかの措置を講ずるよう検討してまいりたいと砂田副市長より答弁をいただいております。この対応について伺っておきます。

次に、議案第3号、川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について伺います。新たな総合計画の進行管理に対し、政策評価審査委員会が設置予定となっております。設置について異論はございませんが、新たな総合計画策定において有識者会議の副座長、この方は行財政改革に関する計画策定委員会の委員も兼務されております。また、市民検討会議のコーディネーターも務められた人物が過去に市長の政治団体に献金を行うなど、違法性はないものの、公私混同と誤解されかねない実態がございます。先般、横須賀市では、市長への献金者が職員に採用されたことが大きな問題となりました。本市の行政施策策定に深くかかわり、委員会出席に伴う謝礼金等を受け取っている方からの献金について、市長は道義的責任をどのように考えているのか、明確にお答えください。本議案においては、前述した政治献金をいただいた方を委員に選定するなど、いわゆる一般論としての公私混同と疑義を招きかねない学識経験者や委員はそもそも除くべきであると考えます。これについても市長に見解を伺います。

次に、議案第19号、川崎市こども文化センター条例の一部を改正する条例の制定について伺います。小杉町3丁目東地区の再開発事業に伴い、当該小杉こども文化センターが休止される予定です。利用状況は、年間、団体数でおよそ50、そのうち定期利用をしている団体がおおよそ20もあるばかりか、計画されている高層住居マンションの竣工により、利用者数もおおよそ4万人近くもあり、今後も需要が高まることが想定されております。子どもたちの地域での遊びの拠点及び健全育成を目的に設置されたこども文化センターがなくなること、この地域で成長する子どもたちへの影響ははかり知れません。代替的機能については、公共施設や再開発事業に伴う仮設店舗を中心に情報収集に努めているそうですが、この間の検討経過について伺います。また、現在想定している具体的な代替的機能及び用地の検討内容を伺います。これらの部分につきましては答弁は結構でございます。

仮に代替的機能が定まった場合、この条例との整合性への見解を伺います。関連して、代替的機能の運営手法についての見解もお答えください。さらに、利用者への周知についても不十分との指摘がありますが、対応を伺っておきます。

次に、議案第43号、川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線を横浜市域内に設置することに関する協議について伺います。バス利用者の需要等を把握するため、路線バスの社会実験を行うとのことで、地域交通支援事業費として約320万円の補助金が計上されております。この予算金額の算定根拠について具体的に伺います。正確な需要予測と採算性を必要とせず、事業を6カ月継続し、さらに赤字採算の場合にはその半額を公費で穴埋めするというこの事業のスキームのあり方について、見直しを強く求めてまいりました。どのように見直しを行ったのか伺います。これまでは、地域交通導入実験について、需要の予測と採算性の目標を関係住民がみずから解決することが前提であり、これにより走行実験への大変ハードルの高いスキームとなってまいりました。実証実験も予算の関係上1カ月程度

とされ、周知期間の短さにも課題があったわけであります。需要予測と採算性の正確な把握を必要としないとする今回の社会実験を行うスキームを地域交通の手引きにも反映するのが当然と考えますが、見解を伺います。

次に、議案第63号に関連して、入札や契約不調について伺います。入札における契約不調に関連して、繰越明許費について伺います。補正予算に示されている繰越明許費のうち、入札の不調による件数と金額について伺います。次に、これらによる市民サービスへの影響について、どのように認識しているのか見解を伺います。次に、契約不調の原因をどのように捉えているのか、また、対応策についても伺います。次に、公契約制度について伺います。平成27年第3回定例会での我が会派に対する答弁では、公契約制度が導入されてから平成26年度までの4年間で76件の工事契約が対象となり、条例違反もないとのことでありました。しかし、下請、孫請で働く労働者からは、規定を下回る賃金のあるときもあったとの声も散見されます。本市に対し違反の届け出等がなかったことから条例違反がないと判断されているものと思われそうですが、本市としても実態調査を行うべき時期に来ているものと考えます。見解を伺います。

次に、指定管理者の選定についてであります。指定管理者選定評価委員会等の委員の選定に当たっては、学識経験者として当該施設の管理運営に関する専門的な知識や経験を有する者、公認会計士や税理士等からの選任が基本とされております。労働条件の適正な確保は、指定管理者制度の運用に当たっても極めて重要な課題であり、学識経験者として社会保険労務士等の活用も検討すべきと考えます。見解を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては意見要望等をいたします。(拍手)

◎市長(福田紀彦) それでは、私から、ただいま民主みらいを代表されました織田議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度予算についての御質問でございますが、この予算につきましては、10年、30年先を展望し、川崎をもっともっと住みやすいまちにするために策定した新たな総合計画のスタートを切るための予算として、全体のバランスに配慮し、教育や子育て施策などに加え、障害者・高齢者施策や川崎のポテンシャルを生かすための施策である国際化に対応したイノベーションの推進、臨海部における国際戦略拠点の形成にも重点的に取り組むこととしております。さらに、教育環境の改善と将来的な財政負担の軽減につながる学校施設長期保全計画に基づく学校教育施設の再整備にも財源を重点的に配分するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みや児童支援コーディネーターの専任化などを進めたところでございます。次に、スピード感を持って重点的に取り組んだ分野は待機児童対策と中学校完全給食の実施でございますが、今後も引き続き、ハード、ソフトの両面から、これら施策を着実に推進してまいります。

次に、予算編成における取り組みについてでございますが、今回の予算編成は、今後の財政運営の基本的な考え方に基づき、新たな総合計画や行財政改革に関する計画とあわせて、中長期的な視点で検討を進めたものでございます。この基本的な考え方における歳入につきましては、国の中長期の経済財政に関する試算のうちのベースラインケースを基本として税收等を算定した上で、債権確保策の一層の強化などを通じて財源確保に向けた取り組みを進めることとしております。また、歳出につきましては、組織の最適化や効率的・

効果的な手法による事業執行、施策・事業の見直しと重点化を図ることにより、経常的な経費である管理的経費、政策的経費の総額を抑制するとともに、社会保障関連経費につきましても、自立支援等の取り組みを進めることにより増加ペースをできるだけ抑えていくことを前提としております。また、基礎的な投資的経費につきましても、公共施設の長寿命化の取り組みなどにより事業費の抑制、平準化を図ることとしております。こうした取り組みを進める中におきましても、これまで計画的に取り組んできた事業の財政負担が平成29年度にピークを迎えることが明らかであることから、中長期的な財政状況を踏まえ、減債基金から新規借入れを収支フレームにおいても想定しているところでございますが、これはあくまで臨時的かつ緊急避難的な対応であると考えているところでございます。今後におきましても、新たな総合計画の実施計画の改定や毎年度の予算編成などを通じて、全庁を挙げた継続的な事業の見直しや重点化に取り組み、平成31年度には減債基金からの借入れに依存せず収支均衡が図られるよう、行財政運営を進めてまいります。

職員の服務規律についての御質問でございますが、職員の服務規律の確保につきましては、あらゆる機会を捉え、全庁を挙げてさまざまな対策を講じたところでございますが、今般、職員による不祥事が相次いで発生し、市政に対する市民の信頼を損なう結果につながっていることは非常に残念であり、市民の皆様におわび申し上げたいと思います。職員は、全体の奉仕者としての強い責任感を持ち、公務上はもちろんのこと、職場を離れ、社会生活を送る上でも高い倫理観を持って行動しなければなりません。公務上、公務外を問わず、職員の不祥事を防止するためには、管理監督者が職場において職員とのコミュニケーションをしっかりととり、職員間の信頼関係と風通しのよい組織を構築するとともに、個々の職員の状況を把握しながら、適切な指導をすることが重要であると考えております。今後につきましても、私自身が先頭に立ち、市民に信頼される市政運営の構築に努めてまいりたいと存じます。

ブランドメッセージについての御質問でございますが、初めに、ブランドメッセージの発表時期についてでございますが、昨年3月に策定いたしました川崎市シティプロモーション戦略プランに基づき、昨年4月からブランドメッセージの策定作業を進めており、年度の切りかえのタイミングを捉え、年度内の発表、新年度からの活用を目指してきたところでございます。現時点では、常任委員会の御意見なども踏まえまして、新たな市民意見聴取を実施し、新年度に入って、しかるべきタイミングで発表及び活用してまいりたいと考えております。次に、議決につきましては、他の案件も含め、議会基本条例の趣旨や議会運営委員会での議論を踏まえ、双方で協議しながら、適切に対応するものであると認識しております。

行財政改革についての御質問でございますが、初めに、改革の取り組みの評価についてでございますが、このたび公表いたしました行財政改革に関する計画案におきましては、改革課題について、計画期間中の具体的な取り組み内容、目標指標をお示ししておりますので、これらに基づき、川崎市行財政改革推進本部で調整、進行管理などを行うとともに、平成28年度設置予定の外部委員会で評価等を行ってまいります。あわせて、行財政改革は新たな総合計画に掲げる施策を着実に推進するための手段として位置づけておりますので、総合計画の進行管理とも連携し、評価を行ってまいりたいと考えております。次に、いわゆる量的改革についてでございますが、計画案におきましては、その着実な推進のため、

債権確保策の強化など、定量的な効果測定が可能なものにつきましては、数値目標をお示ししたところでございます。また、職員数につきましては、他政令市との比較で、清掃など平均を上回る部門における削減に、当然のことながら今後も継続して取り組んでまいります。さらに、削減だけを目的とするのではなく、地域包括ケアシステムへの対応、民間活力を導入した事業についてのモニタリング体制の構築など、市民の安全・安心の確保等に必要な組織体制を增強するなど、組織の最適化という視点で取り組みを進めてまいります。こうした取り組みの結果として、現在の行財政運営に関する改革プログラムと同様に、計画案では、平成29年度までの取り組みで750人の職員削減を図る一方で、市民サービスに必要とされる450人の増強についてもお示ししているところでございます。今後、想定されるさまざまな社会経済状況の変化にしっかりと対応していくため、地域の課題や市民ニーズの的確な把握のもと、こうした量的改革に加えて、職員個々の能力、市役所の組織力を高める取り組みや市民目線に立ったさまざまな改革を進め、より質の高いサービスを持続的、安定的に提供してまいります。

総合計画における成果指標についての御質問でございますが、昨年11月の素案公表からの変更点といたしましては、事務事業の推進に必要な指標を新たに追加したほか、計画の推進による効果をさらに高めるため、一部の目標値の引き上げを行うとともに、予算案の状況を踏まえ、計画と予算の整合性を踏まえた指標とするなどの変更を行ったところでございます。また、指標の考え方や算出方法、目標値の考え方等を指標ごとにまとめた成果指標一覧を資料編として新たに追加し、設定した成果指標を市民の皆様にわかりやすくお示しするための工夫を行ったところでございます。

指定管理料についての御質問でございますが、このたび、こども本部において発生した不適切な事務の執行につきましては、指定管理者に多大な御迷惑をおかけしただけではなく、市政に対する市民の信頼を損なう結果につながっていることは非常に遺憾であると思っております。今回の追加修繕費の取り扱いに関しましては、あくまで例外的な処理であります。今後、二度とこのようなミスが発生させないよう適切に課題解決の図られる組織づくりや管理監督者のマネジメント能力の向上、職員の人材育成などの再発防止に向けた取り組みを徹底し、今後も指定管理者制度の適正な運用に努めてまいりたいと存じます。

ヘイトスピーチについての御質問でございますが、これまでも人種、国籍などで排斥するいわゆるヘイトスピーチについては許せないものであるとして、機会あるごとに申し上げてきたところでございます。本市では、これまでに全国に先駆けて外国人市民代表者会議の設置や多文化共生社会推進指針を策定するなど、多文化共生のまちづくりを推進してまいりました。本市といたしましては、ヘイトスピーチについては、何よりもこうしたことが行われることがないようにすることが大切であると考えておりますが、現行法では対処することが難しいことから、法整備等による実効性のある対策を国に要望することとしたところでございます。今後も、あらゆる差別の撤廃に向け、差別的言動が行われることがないように、広報啓発の充実を図るとともに、川崎市人権施策推進協議会など、さまざまな御意見をいただきながら対応してまいりたいと存じます。

中学生死亡事件に係る再発防止の取り組みについての御質問でございますが、重点アクションプランを策定するに当たりましては、未来を担う子どもの命を守ることを推進の視点とし、安全・安心な地域づくりに取り組むとともに、課題を持つ子どもに対しては、市、

学校現場、地域が持っている情報を重ね合わせるにより課題を共有し、地域の関係機関との連携をより一層充実強化するよう、指示をしてきたところでございます。

命の尊厳にかかわる特別学習日設置についての御質問でございますが、教育委員会からは、各学校の行事やカリキュラムとの関連において市内一斉に同一日に実施することは難しいが、11月に子どもの権利に関する週間を設け、子どもの権利学習を含む人権尊重教育を推進すると聞いております。こうした子どもの権利に関する週間の中に、各学校が命の尊厳にかかわる学習をより明確に位置づけ、命の大切さについて考える学習が充実されることは重要であると考えております。

地域包括ケアシステム推進ビジョンについての御質問でございますが、本市では、地域包括ケアシステムが目指す地域づくりの取り組みが、保健・医療・福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済など他の分野の課題解決にも資するとの認識のもと、全ての地域住民を対象として、昨年3月に地域包括ケアシステム推進ビジョンを策定し、区役所の体制づくりを初め、市民への啓発や関連団体への周知など、取り組みを推進しているところでございます。議会に対しましては、一昨年の5月以降、推進ビジョン策定の進捗に合わせ、その都度、検討協議をした内容について、情報提供や説明をさせていただいたほか、市議会定例会におきましても、各会派から御質問をいただくなど、議会との情報共有や意思疎通を図りながら対応を行ってきたものと受けとめております。また、パブリックコメントや各区での説明会を実施する中、市民の方々から広く御意見を頂戴しているところでございます。今後につきましても、引き続き議会や市民への丁寧な説明を行い、施策の推進に努めてまいります。

附属機関等の委員についての御質問でございますが、川崎市行財政改革に関する計画策定委員会などの附属機関及び川崎市総合計画有識者会議などの懇談会の委員につきましては、当該附属機関等の検討内容や設置目的を達成するために必要とされる専門的知識、経験、実績などを考慮するとともに、附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任しているところでございます。今後につきましても、こうした考え方にに基づき、附属機関等に係る委員の選任を適正に行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

◎副市長（砂田慎治） 選挙における職員の服務についての御質問でございますが、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、全体の奉仕者である公務員は、地方公務員法等による政治的行為の制限や公職選挙法に違反するようなことがあってはならないものと考えております。これまでも、選挙に当たっては、その都度職員が法律に違反することがないように、服務規律の確保について周知徹底を図る依命通達を発出するとともに、職員の選挙運動等の制限を議題とする不祥事防止委員会を開催するなどの取り組みを行ってきたところでございます。今後につきましても、こうした取り組みを継続的に行うことにより、公務員としての高い倫理観や規範意識を醸成するとともに、厳正な服務規律の確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◎上下水道事業管理者（飛弾良一） 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

職員の服務についての御質問でございますが、上下水道局におきましては、平成25年の

不祥事を受けまして、再発防止に向けた取り組みを進めてまいりましたが、こうした取り組みのさなか、職員が終業時刻前の退勤やアルバイトを行っていたことを大変重く受けとめております。市民の皆様の信頼を損なう結果となりまして、深くおわび申し上げます。再発防止の徹底に向けまして、職員の処分当日、緊急管理職会議を開催して事態の重要性を話し合うとともに、職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立について通達を発出し、改めて職員への徹底を指示いたしました。さらに、職員全員に対して各所属長が一人一人面談し、服務関係規定の遵守などについて、サービスチェックシートにより再確認することといたしました。また、終業時刻前の退勤につきましては、いずれも交替制勤務職場で発生したものでございますが、これらの職場におきましては、退庁記録簿を整備するとともに、退庁時には必ず上司に挨拶して帰宅することといたしました。こうした取り組みにより、職場内のコミュニケーションを醸成し、再発防止の徹底を図ってまいります。以上でございます。

◎教育長（渡邊直美） 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、学校司書についての御質問でございますが、初めに、今後の予定についてでございますが、来年度はモデル校を7校から14校に拡充し、各区2校に学校司書を配置するとともに、処遇の改善として、個人負担となっていた傷害等の保険を公費負担とする予定でございます。また、今後の配置計画につきましては、モデル校の不断の検証を踏まえ、小学校全校に学校司書を配置することや処遇の改善について、さらには資格要件について検討してまいりたいと考えております。次に、資質の向上についてでございますが、研修会や司書教諭等の連絡会に参加し、情報活用や情報モラル、学習における図書資料の活用等について、専門的な立場の講師による指導や情報の共有を行っております。また、総括学校司書との連携も密に行い、学校図書館の活性化や読書活動の充実等に努めているところでございます。

次に、家庭教育支援についての御質問でございますが、家庭教育は全ての教育の出発点であり、本市では、これまでも家庭教育を支援する事業を実施してまいりましたが、事件を経て、家庭教育事業の推進の必要性についてより強く認識したところでございます。現在、仕事を持つ保護者やこれまで市民館等における各種事業を受講できなかった家庭の方々への支援の充実を図ることが求められており、子どもの理解や親の役割、家庭環境をめぐる諸問題などについての学習機会を提供するため、さまざまな主体と連携した家庭教育事業の推進に向けた検討を進めているところでございます。こうした状況を踏まえ、平成28年度におきましては、家庭教育事業の推進の取り組みの一つとして、市内企業と連携し、企業で働く方々の身近な場において、学識経験者等による家庭教育に関する講座の開催やリーフレットによる啓発等を行うこととしており、24万2,000円の予算を計上しているところでございます。以上でございます。

◎総務局長（伊藤弘） 総務局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ブランドメッセージについての御質問でございますが、ブランドメッセージの策定に係るプロポーザル契約につきましては、昨年3月に開催いたしましたイメージアップ広報活動推進業務のプロポーザル評価委員会におきまして、事前に提出された企画提案

資料及び当日の提案説明等をもとに、庁内7名の委員が企画の視点や企画作成力など5項目にわたる評価項目の採点により、4社の中から最高得点者となった事業者を選定したところでございます。次に、設定プロセスについてでございますが、シティプロモーション戦略プランにおきましては、複数案の中から市民参加によって選定することとしておりましたが、具体のプロセスを検討する中で、市民約3,000人によるアンケート調査を行うなど、市民意見をもとにメッセージの策定へつなげていく手法を検討したところでございます。その後、総務委員会での御意見等を踏まえまして、ブランドメッセージの決定に際しては、複数案をお示しした上で、改めて市民意見を聴取することとしたものでございます。

次に、市制70周年に策定されたシンボルマークについてでございますが、シンボルマークは、市の冊子やチラシなどで活用が進められているところでございますが、今後のブランドメッセージの発表以降は、新たに制作するものから順次変更していくことを考えており、この間、既存シンボルマークと併用になるものでございます。なお、ロゴの意匠登録等につきましては、類似したものがないかを含め、今後、確認、検討してまいりたいと考えております。また、変更に伴う予算につきましては、更新のタイミングでブランドメッセージへ変更を行うことから、特段の予算は計上していないところでございます。次に、ブランドメッセージ推進懇談会についてでございますが、当懇談会は、ブランドメッセージの案や活用について、有識者などから御意見の聴取や専門知識の反映などを目的に要綱に基づき設置するものでございまして、1年間を目途に開催するものでございます。

次に、臨時・非常勤職員の任用についての御質問でございますが、初めに、本市における平成27年4月1日現在の職員数は、常勤一般職員1万3,199人に、臨時・非常勤職員を加えますとおよそ1万7,000人でございまして、そのうち非常勤嘱託員の任命権者別の任用数につきましては、市長事務部局等が1,465人、上下水道局107人、交通局77人、病院局191人、消防局58人、教育委員会事務局405人となっております。また、臨時的任用職員の任用数につきましては、市長事務部局等が1,116人、病院局301人、教育委員会事務局199人となっております。次に、非常勤嘱託員や臨時的任用職員の任用の制限についてでございますが、本市の非常勤嘱託員につきましては、川崎市非常勤嘱託員に関する要領及び川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱等に基づき、任用期間を4回に限り更新することができるとしているところでございます。また、本市の臨時的任用職員につきましては、川崎市臨時的任用職員取扱要綱等に基づき、任用期間満了により退職した者を任用しようとするときは、再任用の禁止期間を設けております。いずれにいたしましても、本市におきましては、同一の者が長期にわたって同一の職務内容の職とみなされる職に繰り返し任用されることは、長期的、計画的な人材育成、人材配置への影響や、身分及び処遇の固定化などの問題を生じさせるおそれがあるとともに、制度の趣旨に照らして本来好ましくないものであり、また、就労機会の公平性の確保などの観点から一定の制限を設けているところでございます。

次に、新たな人材育成基本計画についての御質問でございますが、新たな人材育成基本計画は、行財政改革に関する計画の基本理念であります川崎市役所内部の質的改革を推進するための実施プログラムとして位置づけており、これまでの人材育成基本計画に基づく取り組みに加えまして、組織マネジメント力の強化など、的確な組織運営を行う人材の育成のほか、専門性の高い人材の育成、人が育つ職場づくりや職員の改善意識の向上を図る

ことなどを目的として、現在、行財政改革に関する計画と連携し、その内容を踏まえながら、年度末を目途に策定作業を進めているところでございます。この新たな人材育成基本計画につきましては、新年度当初の総務委員会において策定の経過、育成の方針、具体的な取り組み内容等について報告をさせていただく予定でございます。

次に、市民サービス等の再構築についての御質問でございますが、行財政改革に関する計画案におきましては、切れ目なく改革を推進するとともに、特に市民生活に影響のある改革については、御理解をいただくための丁寧な説明と十分な議論が必要でございますことから、検討段階の取り組みも掲載したところでございます。したがって、こうした取り組みにつきましては、今後、さまざまな御意見を踏まえ、具体的な検討を行うとともに、広く市民に周知を図りながら取り組みを進める旨をこのたび計画案に明記したところでございまして、このことを庁内で共有しながら、十分な周知期間、議論の時間を確保してまいりたいと考えております。

次に、出資法人の経営改善についての御質問でございますが、これまで、出資法人の経営改善指針を踏まえ、法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、その事業や執行体制の見直しなどを通じて、財政的関与の適正化を初めとした経営改善を推進してまいりました。これにより、法人への財政的関与につきましては、公益性が高く、市民ニーズに即した法人の事業に対して、必要最小限の財政支援となるよう取り組んできたところでございます。今後とも、各法人の事業の実施状況に応じて、有効性や効率性などの視点から経営状況等について検証するとともに、全庁的な補助・助成金の見直しの中で関係局とも連携し、市の財政支援に頼らない自立的事業運営など、法人の経営改善に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、川崎市職員の退職管理に関する条例についての御質問でございますが、初めに、既存の要綱、指針との関連性についてでございますが、本条例案の制定に際しましては、要綱、指針及び退職管理に関する取り組み等を踏まえ検討した結果、要綱により定めております再就職状況の届け出及び公表の規定を条例化するとともに、届け出義務違反に対する過料の規定を設けるなど、より実効性のある体制の整備を図ったところでございます。次に、再就職状況の公表期間についてでございますが、これまでの公表実績等も踏まえ、本条例の制定を契機に過去5年間の状況を公表してまいりたいと存じます。次に、指針どおりの状況となっていない法人における人材募集についてでございますが、各法人によりますと、本市施策との深いかかわりのある事業の実施や本市との連絡調整業務を考慮し、本市の仕組みや市政の運営に熟知した人材を求めていることなどから、公募は実施することなく、本市へ求人情報登録申込書を提出しているとのことでございます。また、人材育成につきましては、一部の法人では人材育成計画を策定し、人材育成に努めていると伺っております。次に、退職した元職員の再就職についてでございますが、法人からの求めに応じて人材情報を提供するなど、本市が関与した場合は透明性を高めるという観点から、その経緯等について再就職候補者選考委員会への報告などを検討しております。

次に、指定管理者選定評価委員会等の委員の選任についての御質問でございますが、本市では、選任に関する指針におきまして、当該施設の管理運営に関して専門的な知識または経験を有する者、公認会計士または税理士、その他施設の特性に応じて調査審議に必要と認める者を委員として選任することとしております。社会保険労務士等につきましても、

その専門性や経験を選定評価に生かせるなどの施設特性がある場合には、委員選任の必要性を検討するよう関係局に周知したところでございます。以上でございます。

◎総合企画局長（瀧峠雅介） 総合企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新たな総合計画についての御質問でございますが、新たな総合計画における指標設定の考え方につきましては、市の取り組みを推進することにより、市民生活がどのように変わったのかなど、市民の皆様が享受する効果等について、施策レベルで主な成果指標を設定しているものでございます。また、行財政改革に関する計画案に掲げる指標につきましては、総合計画に掲げた目標を実現するための改革的視点により、質の高いサービスの提供に向けた事業手法の見直しや効率化などにつながる定量的な目標値を設定しているものでございます。なお、行財政改革に関する計画案における地域安全施策のさらなる推進の取り組みにつきましては、新たな総合計画案では、防犯対策事業の取り組みとして、第1期実施計画期間でのE S C O事業による防犯灯交換工事や維持管理の実施としてお示ししておりますが、よりわかりやすいものとしてまいります。次に、新たな総合計画における政策体系別計画の第4階層となる事務事業の内容の記載についてでございますが、事務事業の進捗状況や検討の熟度に応じて、可能な限り、それぞれの取り組みにおける事業量や目標等を記載したところでございまして、取り組みの総数といたしましては1,215となっているところでございます。そのうち、平成28年度と平成29年度で事業量や目標の記載が異なる取り組みの数は385となっております。また、現時点で、前年度と事業量や目標等がおおむね変わらないと見込まれる内容につきましては、見やすさ等にも配慮いたしまして矢印で表記するものとしたところでございまして、こうした取り組みの数が830となっているところでございます。矢印で表記した部分も含めまして、毎年、事務事業評価等の機会を活用して、事業のあり方や執行手法等を点検し、効果的・効率的な施策の推進につなげてまいりたいと考えております。

次に、臨海部国際戦略本部の体制についての御質問でございますが、この本部には、臨海部全体の戦略的マネジメントを展開するとともに、水素戦略を担当する臨海部事業推進部、キングスカイフロントを中心とした国際戦略拠点の形成やエリアマネジメントの推進を担当する国際戦略推進部、臨海部の基盤整備や羽田空港周辺との連携強化に関する調整を担当する拠点整備推進部の3部を設けますとともに、必要な要員として10人程度を増員し、それぞれの施策課題に取り組むものでございます。

次に、リサーチコンプレックス推進プログラムについての御質問でございますが、初めに、本プログラム活用の狙いなどについてでございますが、これまでも、ナノ医療イノベーションセンターでは、オープンイノベーションによる共同研究に取り組んできたところでございまして、本プログラムを活用することで、キングスカイフロント全体で共同研究や機器の共同利用が促進され、異分野融合研究が活発に行われることで、革新的なイノベーションの創出につながるものと考えております。次に、医工連携についてでございますが、本プログラムでは、本市や大田区などのものづくり企業とのネットワークを生かした医工連携など、地域の産業振興を目指した体制構築を計画しており、中核機関の慶應義塾大学と連携して、プロジェクトの具体化に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◎財政局長（大村研一） 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、収支フレームについての御質問でございますが、減債基金借入金の借入残高につきましては、今後の財政運営の基本的な考え方の参考資料4においてお示ししているところでございますので、本文中にも明示をいたします。次に、行財政改革についてでございますが、平成28年度予算に反映した行財政改革の取り組みなどにつきましては、収支フレームに反映している旨を今後の財政運営の基本的な考え方にも記載しているところでございまして、今後につきましても、取り組み内容の効果を予算に反映した場合には、予算案についてや収支見通しなどの資料においてお示ししてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度の市税収入の見込み等についての御質問でございますが、所得の増加による個人市民税の増、企業収益の増加による法人市民税の増、土地分や償却資産分の増加による固定資産税の増などにより、市税収入は堅調に推移しておりますことから、平成27年度の市税収入は、当初予算額の2,963億円を上回り3,000億円を超えるものと見込んでいるところでございます。また、県費負担教職員の権限移譲に伴う税源移譲は、道府県と指定都市における個人住民税所得割の税率が変更となるものでございますので、人口増等に伴う個人住民税の増加は、税源移譲分も含めて指定都市の税収となるものでございます。

次に、収支見通しについての御質問でございますが、平成26年8月収支につきましては、平成26年度予算をベースに、国の経済見通しである中長期の経済財政に関する試算等を基礎データとして使用し、性質別に推計したものでございます。一方、今回お示しした収支フレーム及び収支見通しにつきましては、平成28年度予算をベースに、平成27年7月に公表された最新の国の経済見通し等を基礎データとして使用し、事業別に推計したものでございます。また、予算編成過程におきましては、より効率的・効果的な事業執行に向けた取り組みなどを行い、平成26年8月収支と今回の収支を比較した場合、平成28年度では約68億円の歳出減となったほか、景気回復などによって市税収入が約57億円の増となったことなどにより、平成31年度には収支不足が解消する見込みとなったものでございます。昨年11月にお示した収支見通しにおきましては、市税等歳入の見通しを経済再生ケースとベースラインケースの2パターンで並列的にお示ししておりましたが、実際の財政運営の指針である収支フレームの作成に当たりましては、より慎重な姿勢が必要であると考え、2パターンが示された国の経済見通しのうち、より緩やかな成長となるベースラインケースによる推計を基本としたところでございます。また、収支フレームの作成に当たりましては、より客観的な推計となるよう、国の経済見通しを使用しているところでございまして、これ以外の推計は行っておりませんが、昨年末の平成28年度税制改正大綱で明らかになった想定以上の減収影響など環境変化等による今後の財政状況への影響につきましては、毎年度の予算等において施策調整や事務事業の見直しなどを行い、その解消に努めてまいります。

次に、経常収支比率等についての御質問でございますが、社会保障関連経費などの人的サービスが増加している現状の財政構造におきましては、まず歳出面では、生活保護に至る前の社会的、経済的な自立に向けた支援や地域包括ケア、介護予防、健康づくりといった健康寿命の延伸、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりなど、生活保護費や介護・医療給付費等の社会保障関連経費の増加ペースの低減につながる取り組み

が必要であると考えております。また、その他の経費につきましても、市民ニーズや社会経済状況などの環境変化に合わせたより効率的・効果的な事業手法への転換などを進めてまいります。歳入面では、初期末納者対策の強化など、さらなる債権確保に努めるとともに、税源の増加につながる取り組みについてもしっかりと進めることが重要であると考えております。

次に、行政改革推進債についての御質問でございますが、使用料・手数料の見直しを初め、市民サービス等の再構築などの行財政改革につきましても、持続可能な行財政基盤を構築し、将来にわたって安定的に市民サービスを提供していくための取り組みでございまして、行政改革推進債の発行を目的とするものではございません。

次に、入札不調などについての御質問でございますが、初めに、平成27年度補正予算に計上されている繰越明許費のうち、工事請負における入札不調に伴ったものの件数は12件、金額は約7億9,000万円となっております。次に、市民サービスへの影響につきましては、入札不調に伴い工期がおくれ、結果的に道路や施設の完成時期がずれることで市民の皆様にご不便をおかけすることになりますとともに、入札参加事業者の皆様には、入札における再度の積算の手間をおかけすることになるものでございます。次に、入札不調は、外部的には人件費の高騰など、内部的には発注時期の偏りによる工期設定の厳しさなどが原因として考えられますことから、今後の対応策といたしましては、年間発注予定の早期公表に加え、新たな取り組みである債務負担行為の設定による公共工事の施工時期等の平準化などにより、入札不調件数の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、公契約制度に係る実態調査についての御質問でございますが、公契約制度対象案件におきましては、1時間当たりの賃金の支払いについて、作業報酬下限額以上であることを契約書の中に明記した上、賃金の支払いがあった後に受注者から提出される作業報酬台帳により、その確認を行っているところでございます。制度開始から5年が経過していることから、履行中の工事請負契約案件を対象とし、受注者や労働者に対して実態を把握するためのアンケート調査を平成28年度中に実施する予定でございますが、その結果を踏まえ、今後の公契約制度の運用に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎市民・こども局長（加藤順一） 市民・こども局関係の御質問にお答え申し上げます。

区長権限などについての御質問でございますが、初めに、区役所と局との関係についてでございますが、区役所改革の基本方針素案でお示ししております局区間で地域課題の認識を共有できる仕組みなどを内容とする要綱の制定等により、庁内の情報共有を一層推進するとともに、区役所と局との役割分担の考え方に基づき、利便性、地域優位性、効率性の観点から庁内調整を進め、局区間の役割分担の明確化等を図ってまいります。次に、人材の確保についてでございますが、多様化する地域の課題に区役所が的確に対応するには、区役所における企画調整機能が果たす役割が大変重要であると認識しているところでございます。今後、区役所におきましては、職員が積極的に現場に出向き、地域の多様な主体とかかわることや局区間のジョブローテーションなどを通じてさまざまな職務を経験することにより、幅広い視野を持ち、チャレンジし続ける職員の育成を図るとともに、区役所の企画部門の強化にもつなげてまいりたいと存じます。

次に、ヘイトスピーチについての御質問でございますが、初めに、集会、デモの状況につきましては、職員から報告を受けたところでございますが、お預かりしたDVDを拝見して、改めて当日の騒然とした様子を確認し、外国人市民や地域住民の皆様には不安感や不快感を抱かせるもので、本市がこれまで推し進めてきた多文化共生や多様性の尊重の観点から、大変憂慮すべき状況であると受けとめたところでございます。次に、新聞掲載記事につきましては、言葉が足らず、十分に市の考えを伝えることができなかったため誤解を与えるようになったことにつきまして大変残念に思っております。ヘイトスピーチにつきましては、国会において、人種や国籍、ジェンダーなど特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為をあおったりする言動などを内容とする表現行為などと答弁されておりますが、現行法での対処は難しい状況にあると考えております。しかしながら、こうした集会、デモにつきましては、外国人市民を初め多くの方々の心を傷つけるものであり、こうした行為によって人権侵害があってはならないことであり、本市といたしましては、集会、デモの前後に法務局に情報提供を行うなど、連携を図っているところでございます。次に、職員の意識啓発についてでございますが、本市では、在日韓国・朝鮮人の方が多く暮らしているなど、歴史的な経緯を踏まえて外国人市民施策を進めてきましたが、外国人市民の増加と多様化に伴い、総合的に推進する体制づくりが課題とされた中、平成17年に全国に先駆けて多文化共生社会推進指針を策定いたしました。この指針に基づき、市職員及び教職員の人権意識を高め、外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、さまざまな研修を実施し、職員の意識啓発を図ってきたところでございます。今後も、人権意識や多文化共生意識を啓発するため、外国人市民を初めさまざまな声を受けとめ、市職員及び教職員に対する研修等を充実させてまいりたいと存じます。以上でございます。

◎こども本部長（小池義教） こども本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、指定管理料についての御質問でございますが、このたび、こども本部において発生した不適切な事務執行につきましては、市民の皆様からの信頼を損なっただけではなく、指定管理料の一部返還をお願いするなど、指定管理者に多大な御迷惑をおかけしたところであり、心からおわびを申し上げます。まず、本件の責任の所在についてでございますが、消費税率改定という大きな制度変更があった中、より慎重かつ適正な事務の執行が必要でございましたが、管理監督者のマネジメント能力及び危機管理意識の欠如、職員の会計事務に対する知識不足などにより、相互補完の機能が徹底されなかったものと考えております。次に、平成26年度に実施した追加修繕についてでございますが、誤った積算に基づき算定された当初の指定管理料の中で、市と指定管理者が施設の維持管理上において、必要な設備等の修繕に充てることを協議し、確認した上で実施したものであり、例外的に平成27年度会計で処理させていただくものでございます。今回の件につきましては、過去にも前例はなく、誤った積算により発生した例外的な処理であると認識しております。つきましては、二度とこのようなミスが発生させないという決意のもと、こども本部職員一丸となって適切な事務の執行を図ってまいりたいと存じます。

次に、中学生死亡事件に係る再発防止の取り組みについての御質問でございますが、重点アクションプランにつきましては、子どもが危険な状態に陥る事件や事故の防止のため

には、みずから声を上げることが容易でない子どものＳＯＳを受けとめる感度を職員一人一人が高めることが課題であり、反省点であると考えているところでございます。福祉や教育にかかわる職員のみならず、広く職員を対象として、子どもの体や安全を守る意識の向上に資する研修を実施するなど、子どもの命を守るための感度を高め、おのこの情報や課題を持ち寄り、重ね合わせながら、一步踏み込んだ支援に取り組むことが再発防止に向けて大変重要であると認識しているところでございます。次に、組織の再編、職員の配置についてでございますが、各区役所の保健福祉センターに設置される地域みまもり支援センターの地域支援担当に、これまで児童家庭課で担ってきた要保護児童対策地域協議会の業務を移管いたします。また、保育所、学校と地域との連携強化のため、保育所等・地域連携担当と学校・地域連携担当として兼務配置をいたします。職員の配置につきましては、地区担当保健師や社会福祉職、栄養士、歯科衛生士、医師などの専門職、さらには一般事務職などを配置し、多様な地域の課題や住民の生活課題に対応していくこととしておりまして、必要な職員数の確保に向けましては、引き続き関係部局と調整を進めてまいります。

次に、情報の共有についてでございますが、地域みまもり支援センターにおいて、保健師を中心に地域支援担当が把握した情報を課内で実施するケース検討会議等にて迅速に共有し、多職種連携による多面的なアセスメントを踏まえ、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、組織的判断のもと、個別ニーズに即した支援を推進してまいりたいと考えております。また、こども文化センター、わくわくプラザなどにおける情報でございますが、各機関の職員がさまざまな情報の中から、子どもの安全・安心に必要な情報を的確に把握し、関係機関に情報提供できるよう、職員研修の充実に努めるとともに、地域支援担当が地域で活動するさまざまな団体等に出向き、連携を充実させながら、より早期の情報の把握と共有に努めてまいります。

次に、地域の見守り体制についてでございますが、青少年の見守り活動の一つとして、青少年指導員の方々に実施していただいております夜間の巡回パトロールにつきましては、より一層その意義が高まっているところでございますが、定数559名のところ、全市で40名前後の欠員が生じており、夜間の活動であることから一人一人の御負担も大きく、時間的な制約等の課題もあると認識しているところでございます。そこで、全体の体制を強化するため、これまで新任の年齢要件を65歳未満までとし、再任の年齢要件を70歳未満としておりましたが、ことし4月に予定しております次期2年間の委嘱から、新任、再任とも70歳未満に統一し、意欲ある地域人材を活用することにより欠員状態の解消を図ってまいりたいと考えております。また、地域の安全・安心に係る研修等の充実に努めるとともに、従来の青少年への声かけを行う巡回パトロールに加え、地域において犯罪の起こりやすい場所等にパトロール班が一定時間滞在するホットスポット・パトロールなども取り入れ、より効果を高めてまいりたいと考えております。

次に、医療機関との連携等についてでございますが、本市におきましては、医療機関からの虐待通告が増加傾向にあり、頭部外傷等で救急搬送されることも多いことから、医療機関との連携が重要と考え、市内の中核的な12の医療機関による川崎市児童虐待防止医療ネットワークを今年度から立ち上げたところでございます。医療機関における院内虐待対策委員会の設置を推進するとともに、市内医療機関相互の連携強化を図るなど、児童虐待

対応の向上が図られるよう進めてまいりたいと考えております。この間の医療機関への周知につきましては、事例検討などを通じて児童虐待に対する理解の促進等に努めてきたところでございます。また、今後の取り組みにつきましては、医療機関ネットワークにおいて検討する結果を反映させながら、医療機関向けのリスクアセスメント票や啓発物を作成し、医療機関に周知するとともに、従事者を対象とした効果的な研修を実施してまいります。

次に、地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業についての御質問でございますが、わくわくプラザ事業は、小学校1年生から6年生までの全児童を対象に、放課後の安全な居場所の確保と仲間づくりを支援する事業でございます。平成15年度の事業開始時から放課後児童健全育成事業を包含して実施してきたところでございます。次に、いわゆる学童保育は、小学生を対象に、放課後の家庭にかわる生活の場に重きを置いたサービスの提供を行う事業と捉えております。本モデル事業につきましては、町内会・自治会、学校関係者等の地域の関係者が運営にかかわっている団体が、広く地域における18歳までの子どもの居場所づくりと安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成を図ることを目的として実施するものでございます。次に、募集時期でございますが、要綱の制定等に時間を要したため、1月の募集となったものでございます。次に、説明会に参加いただいた団体は11団体でございます。内訳は、スポーツ団体が1団体、子どもたちの居場所を提供するNPO法人が1団体、放課後児童健全育成事業の運営者が9団体でございます。次に、団体等の選定につきましては、こども本部内の課長級を中心に選定委員会を設置し、応募書類の審査や活動場所、運営状況についての現地確認などに基づき、現在、選定を行っているところでございます。平成27年度事業につきましては、平成27年度末で完結し、その後、検証を行い、新年度に反映してまいります。

次に、小杉こども文化センターについての御質問でございますが、初めに、代替的機能の検討経過でございますが、小杉駅周辺の空きスペースや公共施設の利用などについて検討してまいりましたが、適切なスペースの確保が困難な状況でございました。次に、現在の検討内容でございますが、関係局区と連携し、改めて再開発組合に小杉こども文化センターの代替的機能の確保を要望したところ、再開発組合として、今後建設する仮設建物にスペースを確保できる方向性が確認できたところでございます。面積や位置等の詳細につきましては、再開発組合と協議してまいります。また、平成28年4月以降、仮設建物ができるまでの間の代替的機能につきましては、関係局区と積極的に調整しているところでございます。次に、代替的機能につきましては、運営方法も含め現在検討中でございますが、こども文化センターが有している全ての機能を確保することは困難でございますので、今回、こども文化センターは条例上休止とし、竣工後、再度条例設置を行っていく予定でございます。

次に、利用者への周知につきましては、平成27年11月に小杉こども文化センターの運営協議会において休止について御説明し、また、小杉こども文化センターだよりの平成27年度12月号及び2月号に休止等の情報を掲載し、来館者の方に配付するとともに、今井小学校児童全員への配付、今井中学校及び法政大学第二中・高等学校への掲示を依頼させていただいたところでございます。さらに、団体登録している全団体の方々に対し、御案内の上、12月末に説明会を開催し、また、一般利用者の方々への説明会も同日に実施したとこ

ろでございます。そのほか、1月中旬及び2月中旬に開催した小杉こども文化センター子ども運営会議において、利用児童の方々に対し休止について説明し、意見を伺ったところでございます。今後につきましても、利用者の皆様への御案内を丁寧に行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

◎経済労働局長（伊藤和良） 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

卸売市場経営プランについての御質問でございますが、初めに、総事業額についてでございますが、今回策定いたしました卸売市場経営プランは、平成28年度からおおむね10年間を計画期間としておりまして、施設整備につきましては、北部市場を中心に2号棟冷蔵庫などの機能的な再配置によって場内物流の円滑化を図ることや適正な温度管理の実施に向けた取り組みを行うことなどを記載しておりますが、来年度に施設整備に係る基本計画の作成及び基本設計を予定しておりますので、本年9月までに中間取りまとめを行い、これに基づく庁内調整を経て、来年度中に施設の規模や機能、整備費の概要を明らかにしてまいりたいと考えております。また、公営事業としての経済性を最大限発揮し、一層の効果的な投資と効率的な市場運営を目指してまいりたいと存じます。次に、卸売市場経営プランの目標値についてでございますが、市場を取り巻く環境が厳しく、全国的に市場取扱高が年々減少する中において、本市の卸売市場は取扱量について現在の数値を維持することを目標としております。また、市場全体として取扱量の維持、持続を図るという考え方により、青果と水産物を合わせた数値を指標として設定したものでございますが、来年度に行う基本計画及び基本設計の中では、部門ごとの数値について別々に考慮してまいります。次に、目標値につきましては、現在の数値を維持することを目標として設定したものでございますが、国の整備計画における推計値については、過去の一定期間の取扱量に基づいて計算するものでございますので、別々に設定するものでございます。以上でございます。

◎健康福祉局長（成田哲夫） 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、本市が進める地域包括ケアシステムの対象についてでございますが、地域にはさまざまな住民が生活していることや、少子高齢社会は高齢者だけの課題ではないことから全ての地域住民を対象としたものでございまして、これにより高齢者の施策が希薄化することはないものと考えております。次に、共助、公助の役割等についてでございますが、国の進める地域包括ケアシステムの考え方のもと、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンでは、互助は近隣住民等によるインフォーマルな助け合い、共助は医療保険や介護保険など制度化された助け合い、公助は行政の実施する社会福祉等としております。これらの役割分担は、社会状況等に応じて常にあり方についての検討を進めていくことが重要と考えておりますので、住民の安全・安心な暮らしを保障するための公助としてのセーフティネットと共助としての社会保険制度などをしっかりと整備運営していくとともに、地域社会が持つ福祉機能とも言える互助の促進に取り組んでまいります。

次に、平成28年度からの区役所の組織体制についてでございますが、個々の職員への周知やスキルアップが課題でございますので、職員向けマニュアルの整備や職員研修などの

人材育成を進め、4月からの円滑な業務執行を図ってまいります。次に、地区のエリアにつきましては、現在、最終的な調整段階でございまして、担当者につきましては4月1日の人事発令をもって決まるものと認識しております。次に、人員につきましては、現時点では足りているものと考えておりまして、必要な職員数の確保に向けて引き続き関係部局と調整を進めてまいります。次に、地域交通への取り組みについてでございますが、地域によって地理的な状況や交通インフラが異なることから、地域包括ケアシステムの構築に大きなかかわりがあるものと考えておりますので、引き続き関係部署と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、在宅医療の取り組みについての御質問でございますが、川崎市在宅療養推進協議会におきましては、地域包括ケアシステム構築に向けた重要な取り組みの一つとして、在宅療養環境の整備に取り組んでおりまして、今年度は、連携のルールづくりに向けたワーキンググループを設置し、多職種連携マニュアルの策定に取り組んでいるところでございます。次に、在宅医療の推進に当たっての課題でございますが、寝たきりとなった高齢者の家庭での介護は大変な労力が必要となるため、在宅医療が終末期の選択肢の一つとなり切っていないことが指摘されております。本市におきましては、市民の皆様へ介護保険サービスも含めた在宅医療の正しい知識と理解が浸透するよう、終末期を扱った市民シンポジウムや在宅医療情報誌「あんしん」の発行などに取り組んでおりまして、住みなれた地域で最期まで過ごしていただけるような在宅医療が終末期の選択肢として根づくよう、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。

次に、市単独加算についての御質問でございますが、初めに、市単独加算につきましては、平成18年の障害者自立支援法施行に伴う法定給付費の減少に配慮し、本市独自にさまざまな加算を設け運用してきたものでございますが、その後の2度にわたる報酬改定による法定給付費の増を踏まえ、平成27年度に見直しを行ったものでございまして、見直し額は約3億円でございます。これにより、制度の一定の持続性を確保したところでございますが、複数の事業者や当事者団体から、市単独加算のあり方などについて要望をいただいているところでございます。本市といたしましては、今年度、この見直し等の影響調査を監査法人に委託実施しており、中間報告書の取りまとめを行ったところでございます。現在、それをもとに複数の法人と意見交換を行いながら、最終報告書が運営法人の自主的な経営改善に資するものとなるよう取り組んでいるところでございまして、引き続き、施設運営の適正化と持続可能な市単独加算のあり方について検討してまいりたいと存じます。

次に、緊急時の短期入所サービスについての御質問でございますが、本市におきましては、市独自の取り組みとして、障害のある方の御家族等の入院や葬儀など、緊急に短期入所を必要とする場合に備えて専用のベッドを確保する緊急時短期入所ベッド確保事業を行っております。平成22年度の事業開始時には4床確保しておりましたが、平成25年度には8床に増床し、そのうち5床については夜間時においても看護師を配置することにより、一定の医療ケアに対応したものでございまして、身体障害者、知的障害者の受け入れが可能となっております。なお、当該5床における平成26年度の稼働実績は約7割でございました。次に、課題と今後の拡充策についてでございますが、緊急時短期入所ベッド確保事業につきましては、障害のある方とその御家族の地域生活を支える大変重要なサービスとして今後も利用ニーズの増加が見込まれるところでございますことから、福祉センター跡

地活用施設に整備を予定する障害者入所施設においても、医療ケアに対応した緊急用ベッド5床程度を確保してまいりたいと考えております。

次に、妊産婦歯科健診に関する御質問でございますが、3カ月児健診受診者の保護者を対象としたアンケート調査結果につきましては、妊娠期には歯と口の健康に対する意識が高まること、女性の歯科保健への意識の高さが男性の歯科保健行動にも影響を与えることなどが推察されるところでございます。このようなアンケート調査結果などから、歯科健診の受診率が低い若い世代の男性に対する歯科保健の取り組みについては、妊娠期を捉え、妊婦とパートナーを含めた形で進めていくことが効果的であると考えているところでございます。今後におきましては、本市といたしましては、妊娠期を含む歯科保健の取り組みは、若い世代の全身の健康づくり、生活習慣改善の動機づけとなることにより、健康づくりの横断的な取り組みとしていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、川崎市歯科医師会を初め、関係団体にも御意見を伺いながら、効果的な取り組み内容について検討を進めてまいります。以上でございます。

◎まちづくり局長（金子督） まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

地域交通についての御質問でございますが、初めに、地域交通支援事業につきましては、路線バス社会実験に係る費用といたしまして、実験期間中におけるバスの利用状況調査やアンケート調査などの委託費及びバス事業者への補助金でございます。なお、路線バス社会実験におけるバス事業者への補助金額につきましては、国が公表するバス運行の事業単価から算出した事業費と、バス事業者から周辺路線の利用状況等をヒアリングし、それらをもとにおおよその利用者数を想定して予算を計上したものでございます。次に、路線バス社会実験支援制度についてでございますが、同制度は、地域交通の中心的役割を担う路線バスのネットワーク充実により地域交通のサービス向上を図るため、平成26年4月に創設したものでございます。路線バス社会実験は、バス利用者や地域住民からの要望、道路施設整備等の機会を捉え、バス事業者が事業性の有無を判断するため事業者主体で実施するものであり、市は、同制度に基づき、バス事業者に対し、実験期間のみ欠損が生じた場合に、社会実験に係る経費と運賃収入の差額の2分の1までを予算の範囲で補助するものでございます。

次に、実験における採算性の確保についてでございますが、川崎市内での路線バスは、市交通局及び大手の民間バス事業者が数多く路線を運行している状況下において、事業全体の中で継続性の判断を行うものでございます。一方、コミュニティ交通は、狭隘な道路環境などから、中小のバス事業者が小型の車両で運行しており、地域住民が主体となって運営することから、運行経費を乗客の運賃収入によって賄うことが基本であり、単独路線での事業採算性の確保が必要となるものでございます。コミュニティ交通につきましては、地域交通の手引きに基づき、利用促進についての助言や需要予測などの技術的支援を行ってまいりましたが、今後、見直しを行う総合都市交通計画との整合を図りながら、適切な支援を行ってまいります。以上でございます。

◎建設緑政局長（金子正典） 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

ヘイトスピーチについての御質問でございますが、都市公園の全部または一部を独占利

用するときは、川崎市都市公園条例第3条の公園内行為の規定に基づき、行為の目的、期間、場所等を申請していただき、審査、許可を行っているところでございます。この条例では、公園内で行われる集会を不許可にする明確な基準はございませんが、今後、ヘイトスピーチに対する国の動向を注視するとともに、関係局区と連携しながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎病院局長（今井宏晴） 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

児童虐待防止についての御質問でございますが、川崎病院では、院内に児童虐待対策検討委員会を設置し、虐待が疑われる事例について児童相談所への通告を実施しておりますが、一方で、通告したことにより、虐待を疑ったことに対する謝罪要求を家族から受け、信頼関係が崩壊してしまった事例も見受けられたところでございます。これまでも、院内の連絡体制の構築、職員の研修などに取り組んでまいりましたが、早期の児童相談所への通告と家族対応の両立には医療従事者が通告しやすい環境の整備が不可欠でございますので、新たに設置された市内のネットワークとの連携強化による全市一体となった取り組みを推進するとともに、今後実施される研修等にも参加してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） それでは、意見要望を申し上げたいと思います。

中学生殺害事件にかかわる再発防止の取り組み、また、その教訓からの特別学習日設置について意見要望いたします。子ども・若者ビジョン案の最終ページには、子ども、若者にかかわる職員等の感度を高めることと、人材育成の充実が明記されております。そもそも、今年度内に策定予定の行財政改革に関する計画では、3D改革、誰もが、どこでも、できることからの推進、市職員の質的改革が大きな柱に位置づけられております。これによれば、子ども、若者にかかわる職員等のスキルアップだけでなく、区役所の窓口業務に従事する現場の職員から本庁の職員まで、全ての市職員が子ども、若者に対しての意識を高めることが、我が会派が考える川崎モデルとしての中学生殺害事件を経ての教訓、再発防止策と考えております。命の尊厳にかかわる特別学習日の設置について、市長は、教育委員会から市内一斉に同一日に実施することは難しいと聞いているとの答弁でございました。しかし、中学校完全給食実施の際には、教育委員会並びに本市の方針は180度急展開した前例があるわけでありまして、市長のリーダーシップ、主体性があれば、新教育委員会制度に移行する今、特別学習日の実施は可能であると考えております。今後も十分に検討していただくよう強く求めておきます。

次に、シティプロモーションと職員の服務規程について意見要望いたします。今回のブランドメッセージ・ロゴの設定プロセスは極めて拙速であると思います。これでは、市制100周年に向けて、市民を含め皆で盛り上げていくという機運は醸成されないのではないかと考えます。今後、複数案を示し、市民意見を聴取するよう方向をもとに戻すとの答弁でございました。そもそも、本事業の担当部署はシティプロモーション推進担当であり、担当部長は、市長が県職員だった方を本市へ招聘してきた経緯があるわけでありまして。この職員は、さきの議会で我が会派の議員の質問により明らかになりましたけれども、市長のマニフェスト進捗の検証に少なからずかかわっている人物であります。まずは、みずから

が職の配置に伴う本来業務に集中すること、そして、みずからが服務規程に忠実であるように一層努めることを、これも強く求めておきます。

次に、市長への献金者が本市の行政施策策定にかかわっていた件について意見要望いたします。行政職員が上げてきた人選に対し、最終的な任命権者は市長であります。市長の政治団体へ何十万円も寄附をされている方が候補者である場合には、疑念を抱かれないためにも、その時点でやはり除外するということが本市行政職員の長としての当然の倫理観や規範意識ではないでしょうか。市長の道義的責任を問う質問に対し、ゼロ回答であることは大変残念であると言わざるを得ません。ちなみに、議会基本条例の第11条には、市長等は議員からの質疑、質問に対し誠実に答弁することが明記されております。また、昨秋には、献金者が副学長を務める大学において、市長はパネルディスカッションに参加してきたとも仄聞いたしております。献金を受ける事実があれば、利益供与という疑念を抱かれない行動は厳に慎むように、これも強く求めておきます。

次に、臨時・非常勤職員の任用についてであります。約1万7,000名の本市職員の4人に1人は臨時・非常勤職員であるとのことであります。多くの臨時・非常勤職員が基幹的、恒常的な業務についており、本市の公共サービスにとって欠くことのできない重要な役割を担っていることが改めて確認できたわけであります。質の高い公共サービスを提供するためにも、臨時・非常勤職員の処遇の改善と雇用の安定化を図っていくことは必要であり、業務内容や勤務実態によっては再任用のあり方についても柔軟な対応を検討するよう求めておきます。

あとは各委員会に譲り、質問を終わります。